

地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領

制 定 平成20年3月19日 都地ま第2031号（局長決裁）

最近改正 令和5年4月3日 都地ま第1280号（局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第15条及び第21条に定める助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 この要領による活動助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及び支援制度要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、補助金規則及び支援制度要綱の例による。

第2章 地域まちづくり活動団体に対する助成

（対象経費等）

第3条 支援制度要綱第15条の助成金の対象となる経費は、次の各号に定める経費の合計の5分の4以内の額とする。

- (1) プラン又はルールのご案内、活動の広報に要する資料、若しくは参考資料等の印刷費（印刷に伴う版下作成費・DVD等の複製費を含む。）
- (2) 地域住民等の意識調査又はアンケート調査資料等の印刷費（印刷に伴う版下作成費・DVD等の複製費を含む。）
- (3) 勉強会又は見学会等の実施に要する会場使用料及び機材使用料等
- (4) 勉強会又は見学会等の実施に要する講師等への謝礼
- (5) 地域住民等に対して参加者を公募して行う見学会等の実施に要する交通費又はバス等借上費
- (6) 横浜市地域まちづくり推進委員会の出席に要する交通費（鉄道又は路線バスに限る。）
- (7) 資料等の郵送費（電話代及び電子メール等通信料は除く。）
- (8) 用紙等事務用品費（単価1万5千円以上の物品の購入は除く。）
- (9) まちづくりニュースに関する広報のための掲示板並びにルールの名称及び区域等を示す看板において、次に挙げる項目のいずれかに要する費用
 - ア 製作
 - イ 設置
 - ウ 移設
 - エ 修繕

オ 撤去

- (10) 都市計画提案にかかる登記簿謄本申請手数料等（都市計画提案を受理した後、横浜市都市計画提案に関する手続要領（平成14年12月27日都都第439号）第9条に規定される横浜市都市計画提案評価委員会において当該提案を踏まえた都市計画市素案を作成することが決定された場合に限る。）
- (11) 地域まちづくりグループ等が主催するイベントや見学会等の活動において、特に必要と認める保険料
- (12) その他市長が特に必要と認める活動経費

2 前項第5号の助成金の額は、6万円を限度とする。

3 第1項第9号において、地域まちづくりプランに基づく掲示板を設置する場合は、除くものとする。

4 第1項第10号の助成金の額は、別表に定める基準により算定した額又は5万円のいずれか低い額を限度とする。

（特に必要があると認める対象経費等）

第4条 支援制度要綱第15条第2項の規定により市長が特に必要があると認めるときとは、地域まちづくり活動団体がプラン又はルールの実用にかかわっており、前条第1項第9号の経費を助成する必要があると判断できるときとする。

（交付申請）

第5条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請書の提出期日は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する書類は、地域まちづくり活動助成金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第2項第3号の規定により添付する書類は、地域まちづくり活動助成金収支予算書（第2号様式）を用いなければならない。

4 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第3条第1項第5号又は第12号の経費を含めるときは、当該経費に関する説明書類

(2) 第3条第1項第9号の経費を含めるときは、設置位置図、計画図、見積書（2者以上。）の写し、土地使用承諾書等の写し

5 申請の場所が本市の所有地の場合に限り、前項第2号の土地使用承諾書等の写しの提出については、交付申請の段階での添付を省略し、所管課と事前協議の上、交付決定通知後に速やかに提出することができるものとする。

6 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第3項の規定により市長が活動助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項

(2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(交付決定通知)

第6条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付を決定しない旨の決定通知は、地域まちづくり活動助成金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、地域まちづくり活動助成金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(交付変更申請)

第7条 前条第2項に規定する地域まちづくり活動助成金交付決定通知を受けた者がやむをえない理由により、助成金を受けて行う活動の目的若しくは活動の内容を変更する場合、又は交付申請を行った合計金額の増額若しくは活動収支予算書に示す項目を追加する場合は、地域まちづくり活動助成金交付変更申請書（第5号様式）を提出するものとする。

2 前項の変更申請書には、地域まちづくり活動助成金変更予算書（第6号様式）、変更後の活動計画書及び活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類を添付しなければならない。ただし、当初交付決定を受けた金額に変更がない場合は、活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類を省略することができる。

3 第1項における交付申請額の変更を行った後の交付決定額は、予算の範囲内で、かつ、30万円を限度とする。

4 第1項の助成金交付変更申請書の提出期限は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 補助金規則第7条第1号にある市長の定める軽微な変更とは、事業を中止又は廃止せず、補助金の額が減額となる場合（内容の変更を含む）とする。ただし、交付決定通知を受けた者による交付変更申請を妨げない。

(交付変更承認通知)

第8条 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、地域まちづくり活動助成金交付変更不承認通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 前条の申請において交付変更の承認通知は、地域まちづくり活動助成金交付変更承認通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請取下げの期日)

第9条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けてから14日後の日とする。

(実績報告)

第10条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 地域まちづくり活動助成金対象活動実績報告書(第9号様式)
- (2) 同規則第14条第1項第2号に基づく書類 地域まちづくり活動助成金収支決算書(第10号様式)
- (3) 同規則第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類
 - ア 地域まちづくり活動助成金領収書等整理票(第11号様式)
 - イ 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
 - ウ 活動の中で作成した印刷物等
 - エ 第3条第1項第5号又は第12号の経費を含めたときは、当該経費を使用した活動の実績報告書又はこれに代わる書類
 - オ 第3条第1項第9号の経費を含めたときは、掲示板設置等完了報告書(第12号様式)

2 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる事項は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する書類又は記載事項とする。

3 補助事業者等は、当該助成金を受けて行う活動の完了後30日以内又は当該助成金を受けて行う活動が完了した日に属する年度の末日のいずれか早い日までに、第1項の書類を市長に提出しなければならない。

(助成金額の確定通知)

第11条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、地域まちづくり活動助成金額確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(交付の時期等)

第12条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金等の交付の目的を達成するため、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができるものとする。

(助成金交付の請求)

第13条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、地域まちづくり活動助成金交付請求書(第14号様式)によ

り行わなければならない。

(助成金の返還請求)

第14条 支援制度要綱第15条の助成について、既に第11条の額を超える助成金が交付されている場合の補助金額確定の通知及び補助金規則第20条第2項の規定による補助金等返還の命令は、地域まちづくり活動助成金額確定通知及び返還請求書（第15号様式）により行うものとする。

第3章 まちづくり支援団体等に対する助成

(対象事業)

第15条 支援制度要綱第21条の助成について、助成金の対象となる事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地域まちづくりに関する講座、フォーラム又はシンポジウム等
- (2) 地域まちづくり活動団体相互の交流促進に関する事業
- (3) 地域まちづくりの人材育成又は研修に関する事業
- (4) 地域まちづくりへの波及効果が期待できるモデル事業のうち、市長が特に必要と認める事業（準支援団体が行う事業は除く。）

(対象経費等)

第16条 前条の事業について、助成金の対象となる経費は、次の各号に定める経費の合計の4分の3以内の額とする。

- (1) 事業の開催案内及び参加者に配布する資料等の印刷費
- (2) 事業実施報告書の印刷製本費
- (3) 会場使用料又は機材等賃借料
- (4) 講師等への謝礼
- (5) 事業の開催案内等の送付に要する郵送費。（電話代及び電子メール等通信料は除く。）
- (6) 用紙等事務用品費及び材料費。（単価1万5千円以上の物品の購入は除く。）
- (7) 補助事業者等では実施が困難な会場設営又は機材運搬等の委託料
- (8) 事業の実施にあたって雇用したアルバイトの人件費
- (9) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、準支援団体が事業を行うときは、助成金の対象となる経費を前項各号に定める経費の合計の5分の4以内の額とすることができる。

(交付申請)

第17条 第5条第1項に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

2 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する書類は、まちづくり支援事業助成金交付申請書（第16号様式）を用いなければならない。

- 3 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第5条第2項第3号の規定により添付する書類は、まちづくり支援事業助成金収支予算書（第17号様式）を用いなければならない。
- 4 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、広報計画書とする。
- 5 支援制度要綱第21条の助成について、助成金の交付を受けようとする者が横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱第9条2項に基づく登録をしていないときは、補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、前項の書類に加え、規約又は会則その他これらに類するもの、及び構成員名簿とする。
- 6 第5条第6項に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

（交付決定通知）

第18条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付を決定しない旨の決定通知は、まちづくり支援事業助成金不交付決定通知書（第18号様式）により行うものとする。

- 2 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、まちづくり支援事業助成金交付決定通知書（第19号様式）により行うものとする。

（交付変更申請）

第19条 前条第2項に規定するまちづくり支援事業助成金交付決定通知を受けた者がやむをえない理由により、助成金を受けて行う事業の目的若しくは事業の内容を変更する場合、又は交付申請を行った合計金額の増額若しくは活動収支予算書に示す項目を追加する場合は、まちづくり支援事業助成金交付変更申請書（第20号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の変更申請書には、まちづくり支援事業助成金変更予算書（第21号様式）、変更後の事業計画書及び事業計画の変更における団体の意思決定を示す書類を添付しなければならない。ただし、当初交付決定を受けた金額に変更がない場合は、事業計画の変更における団体の意思決定を示す書類を省略することができる。
- 3 第1項における交付申請額の変更を行える上限は、同年度内の最初に行った交付決定額の3割以内とし、かつ変更後の交付決定額を50万円以内とする。
- 4 第1項の助成金交付変更申請書の提出期限は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 補助金規則第7条第1号にある市長の定める軽微な変更とは、事業を中止又は廃止せず、補助金の額が減額となる場合（内容の変更を含む）とする。ただし交付決定通知を受けた者による交付変更申請を妨げない。

（交付変更承認通知）

第20条 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、まちづくり支援事業助

成金交付変更不承認通知書（第22号様式）により行うものとする。

2 前条の申請において交付変更の承認通知は、まちづくり支援事業助成金交付変更承認通知書（第23号様式）により行うものとする。

（申請取下げの期日）

第21条 第9条に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

（実績報告）

第22条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第14条第1項の規定により、補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 まちづくり支援事業対象事業実績報告書（第24号様式）

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類

ア まちづくり支援事業収支決算書（第25号様式）

イ 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

(3) 第14条第1項第6号に基づく書類 事業の中で作成した印刷物等

2 第10条第2項及び第3項に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

（助成金額の確定通知）

第23条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、まちづくり支援事業助成金額確定通知書（第26号様式）により行うものとする。

（交付の時期等）

第24条 第12条の規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

（活動助成金交付の請求）

第25条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、まちづくり支援事業助成金交付請求書（第27号様式）により行わなければならない。

（活動助成金の返還請求）

第26条 支援制度要綱第21条の助成について、既に第21条の額を超える助成金が交付されている場合の補助金額確定の通知及び補助金規則第20条第2項の規定による補助金等返還の命令は、まちづくり支援事業助成金額確定通知及び返還請求書（第28号様式）により行うものとする。

第4章 雑則

（財産の処分の制限）

第27条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、第3条第1項第9号の掲示板及び看板について5年とす

る。

(関係書類の保存期間)

第28条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(その他)

第29条 この要領に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月19日から施行し、平成20年度予算に係る助成から適用する。

附 則 (改正 平成20年9月18日 都地ま第1222号、局長決裁)

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 (改正 平成21年3月2日 都地ま第2158号、局長決裁)

この要領は、平成21年3月2日から施行し、第6条及び第16条に定める交付決定通知の様式は、平成21年度予算に係る助成の手続きから適用する。

附 則 (改正 平成22年12月1日 都地ま第1473号、局長決裁)

この要領は、平成22年12月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 (改正 平成23年3月31日 都地ま第2166号、局長決裁)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 (改正 平成25年4月1日 都地ま第132号、局長決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 (改正 平成26年1月31日 都地ま第1844号、局長決裁)

この要領は、平成26年1月31日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

別 表

補助対象	補助金額
登記簿謄本申請手数料	1,000円×(都市計画提案書に添付した通数)
地図に準ずる図面(公図)の写し申請手数料	500円
都市計画提案の書類作成事務費	実費(5,000円を上限とする。)

附 則 (改正 平成28年8月1日 都地ま第607号、局長決裁)

この要領は、平成28年8月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 平成30年6月19日 都地ま第335号、局長決裁）

この要領は、平成30年7月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和2年7月22日 都地ま第370号、局長決裁）

この要領は、令和2年7月22日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和3年3月1日 都地ま第1228号、局長決裁）

この要領は、令和3年3月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和3年4月1日 都地ま第1487号、局長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和4年3月1日 都地ま第1279号、局長決裁）

この要領は、令和4年3月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和4年6月1日 都地ま第219号、局長決裁）

この要領は、令和4年6月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和5年4月3日 都地ま第1280号、局長決裁）

この要領は、令和5年4月3日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。